

「すべての県民が日本一暮らしやすいと
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

< 針路別提案・要望 >

針路 12 儲かる農林業の推進

■農業の担い手育成と生産基盤の強化



1 農業経営収入保険制度に係る支払率や加入要件等の見直し【新規】



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 農業支援課

◆提案・要望

- (1) 保険料の支払について、農業共済などのセーフティ施策と同様に減収額の90%となるよう支払率を見直すこと。
- (2) 令和4年まで特例的に認められている収入保険と野菜価格安定制度との同時利用を延長するとともに、農業者が希望する制度に容易に加入できるよう、セーフティネット施策の在り方を検討すること。
- (3) 個人が法人に移行する際、保険期間が異なることから生じる空白期間についても、保険の対象となるよう見直すこと。

◆本県の現状・課題等

<保険料の支払について>

- ・ 収入保険の支払は、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額に対し、支払率が90%となっているため、実質は81%となっている。収入保険の加入者を増やすためにも、農業共済と同様に実質90%補償されるよう支払率を100%に見直すことが必要である。

<収入保険と野菜価格安定制度との同時利用について>

- ・ 収入保険は、他の収入減少を補填する類似制度と併用することができないが、野菜価格安定制度に限り、令和4年までの特例措置として、同時利用することが認められている。
- ・ この同時利用を延長するとともに、農業者が希望する制度に容易に加入できるよう、セーフティネット施策の在り方を検討することが必要である。

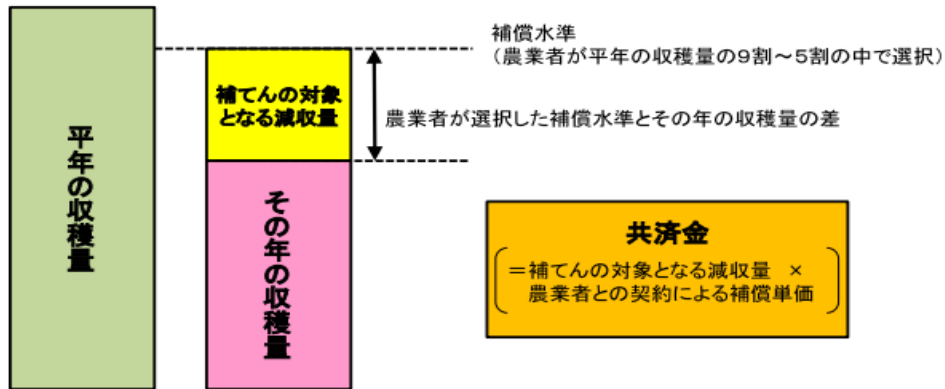
<収入保険の保険期間について>

- ・ 収入保険の保険期間は、個人が暦年で法人が会計年度のため、個人から法人への移行にあたり、法人設立前や設立してから12月未滿に決算を行う場合など、保険の対象とならない期間が生じないよう見直すことが必要である。

◆参考

○ 農業共済（農作物共済の例）

災害により、その年の収穫量が平年の収穫量に比べ一定割合以上減少した場合に、補てんの対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単価を乗じて算出した共済金を支払う。



○ 個人農家が7月決算期の農業法人化した場合の例

暦年	令和3年												令和4年												令和5年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	個人収入保険 保険期間 (1月～12月)												空白期間												法人収入保険 保険期間 (7月～翌年6月)											

■強みを生かした収益力ある農業の確立



1 水田活用の直接支払交付金における麦の取扱いの見直し【新規】



要望先：農林水産省
県担当課：生産振興課

◆提案・要望

主食用米から麦への作付転換の推進にあたって、は種年における作付予定面積も交付金の交付対象とするなど「水田活用の直接支払交付金」が効果的に活用できる仕組みとすること。

◆本県の現状・課題等

- 「水田活用の直接支払交付金」は、水田において主食用米以外の作物に作付転換した面積に応じて補助金を交付する制度であるが、交付対象となるのは作物の収穫年における作付面積である。
- しかし、関東における麦は、秋には種したものを翌年初夏に収穫する「秋播き」が主流であることから、現行の制度では既に作付された面積に対しての助成となり、作付転換へのインセンティブとして十分に効果を発揮できていない状況にある。

◆参考

麦の栽培暦（秋播き）と補助金の関係

		R3					R4															
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
水稲(主食用米)												田植え					収穫					
作付転換の推進					生産の目安提示																	
作付転換作物	麦(R4年産)	は種前契約			は種																	
	大豆												は種									収穫
	野菜															定植						収穫
	要望内容 (R5産麦の作付け推進に活用できる仕組み)																					

★ 令和4年度交付金対象

◎ 令和5年度交付金対象

2 ポストコロナにおける農林業への支援



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 農業政策課

◆提案・要望

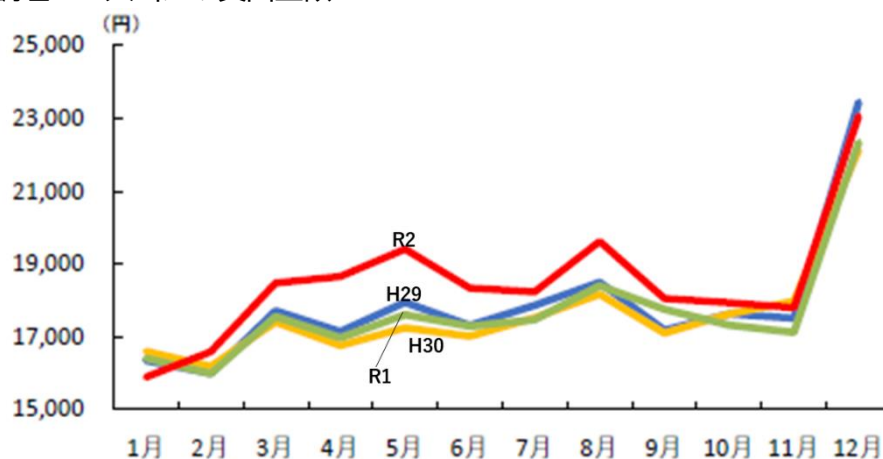
生産者が社会情勢の変化に対応できるよう、農林業分野のDXの推進等を通じて、ネット販売の促進など販路拡大支援や、生産コストの低減や規模拡大に資する生産支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛を契機とした自宅での食事・料理機会の増加やインターネットを活用した通信販売での食料消費の増加、また、安定的な食料輸入への不安に伴う国産ニーズの増大など、農産物の需要に影響する社会の変化の兆しが見られた。
- ・ こうした中、産地や事業者においては、ネット販売の取組強化、観光農園から直売への切り替え等の動きがみられる。
- ・ 県においては、県産農産物の販路拡大を図るため、国の交付金を活用し、量販店等に対し県産農産物を使ったキャンペーン等の実施を支援している。
- ・ さらに、生産面の支援策として、食品産業の国産需要に対応するため、低コスト、定量生産を可能にするスマート農業を推進している。
- ・ 今後の農林業の発展のためには、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「家庭内需要の増加」や「国産回帰」などの社会情勢の変化に対応できるよう、農林業分野のDXの動きも踏まえた、生産・販売体制の整備への支援が重要である。

◆参考

○家庭内調理の1人当たり支出金額



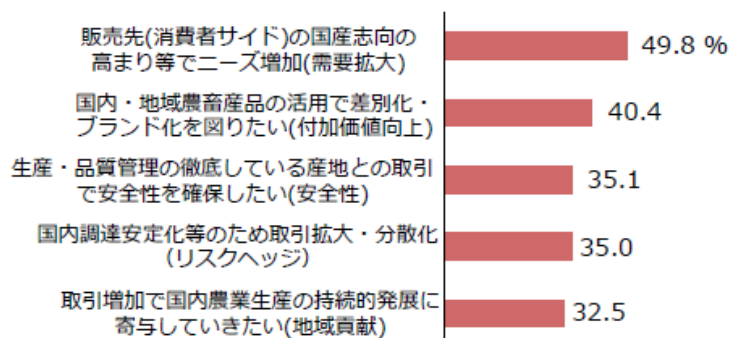
出典：農林水産省「加工・業務用野菜を巡る状況（令和3年4月）」

※総務省「家計調査」を基に農林水産省が作成（家庭内調理とは「食料」から「外食」及び「調理食品」を差し引いたもの）

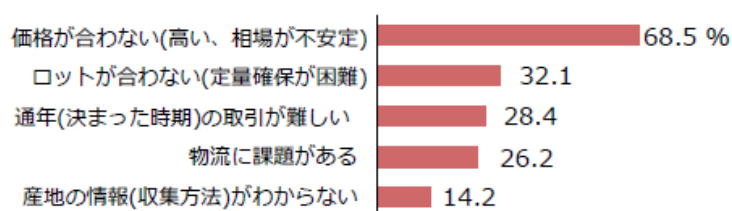
○コロナ禍における国内産地との取引意向

食品産業の3割が国内産地との取引を増やしたいと回答

(国内産地との取引を増やしたい理由)



(国内産地との取引の課題)



出典：農林水産省「令和2年度食料・農業・農村白書の概要」

※(株)日本政策金融公庫「食品産業動向調査」(令和2年9月公表)を基に農林水産省が作成

3 特定家畜伝染病防疫体制の強化



要望先：農林水産省
県担当課：畜産安全課

◆提案・要望

- (1) ASFなどの家畜伝染病発生国からの畜産物の不正な持ち込み防止対策を強化するため、訪日外国人の増加に対応した検疫官の増員及び検疫探知犬の頭数増加など、十分な検疫体制の確保を引き続き図ること。
- (2) 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）の改正により水際対策が厳格化されたことを踏まえ、訪日外国人及び海外渡航者による不正な持ち込みなどに対する罰則等の適用を徹底し、家畜伝染病の国内侵入防止対策を一層強化すること。
- (3) 法の改正により強化された飼養衛生管理基準を、畜産農家に確実に遵守させるため、飼養衛生管理の向上のための取組に対する財政的支援を継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 家畜伝染病の国内侵入防止対策は、法に基づき国が検疫の役割を担っている。
- ・ 中国や東南アジア諸国など家畜伝染病発生国から畜産物を持ち込むことは禁止されているが、訪日外国人が不正に持ち込んだソーセージ等からASFの遺伝子が相次いで検出されるなど、いつ日本で発生してもおかしくない状況が続いている。
- ・ 平成31年4月22日以降、畜産物の違法な持ち込みに対する対応が厳格化され、法改正により令和2年7月1日から輸出入検疫の罰則が強化された。検疫探知犬については、令和3年12月現在、23か所（国際郵便局1か所含）140頭配備されている。
- ・ 一方、国際線やクルーズ船などが就航する空海港は22か所にとどまらないことから、ポストコロナのインバウンド回復に備え、未配備の空港や海港についても検疫官及び検疫探知犬の配備を進め、一層の対応強化が必要である。
- ・ また、不正な持ち込みによる摘発・逮捕は、外国人だけではなく日本人の事例もあることから、国内外に摘発事例の周知を図るとともに、罰則適用の更なる厳格化により抑止力を働かせることが必要である。
- ・ 畜産農家は、法改正に伴い飼養衛生管理者の選任や野生動物侵入防止対策の徹底などが遵守事項として新たに義務付けられ、本県の農家の自己点検において野生動物侵入防止対策の遵守率は、令和2年度末の約90%から98%程度まで増加したが、県内発生を防止するためには一層の徹底が必要である。

■ 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大



1 森林整備法人への支援の充実・強化



要望先 : 総務省、財務省、農林水産省、林野庁
県担当課 : 森づくり課

◆提案・要望

- (1) 本県の森林整備法人である公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業について、木材価格の長期低迷により将来の収益が低下するおそれが高まっており、今後も経営改善を進める必要があるため、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。
- (2) (株)日本政策金融公庫資金の金融措置について、償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進みがたい森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により、森林整備を行ってきた。農林公社は、分収林事業を開始した昭和59年度から令和2年度末までに県内全域で3,293ヘクタールの森林を造成・管理し、森林の整備・保全と山村振興に大きな役割を果たしている。
- ・ 分収林事業は、事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫と県からの借入金で賄っており、現在の借入金残高は約205億2千万円に達している。農林公社の分収林の大半は伐採する時期に達せず、伐採が始まるのは令和16年度からの見込みである。その間、分収林の手入れに係る事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫と県からの借入金で賄わざるを得ないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。県においても平成19年度以降の新規県貸付金を無利子化するほか、平成22年度からは平成9年度までの既往県貸付金から発生する利息についても無利子化するなど農林公社への支援を行い経営改善への取組を行っているが、今後、木材価格の低下が継続した場合は借入金の返済が困難となるおそれがある。

2 公共建築物等の木造化・木質化に対する支援の確実な実施



要望先 : 財務省、農林水産省、林野庁
県担当課 : 森づくり課

◆提案・要望

地域材の利用を一層進めるため、公共建築物等の木造、木質化に対する補助制度の充実、補助対象の拡大や補助要件の緩和、十分な予算の確保など支援の拡充を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 林野庁の「林業・木材産業再生基盤づくり交付金」(令和3年度事業名「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」)は、平成27年度まで1/2であった補助率が、平成28年度に木造建築15%、内装木質化3.75%と大幅に引き下げられた。
- ・ 平成29年度からは、補助対象から庁舎などが除外されたほか、床面積あたりの木材使用量を相当厳しい水準まで引き上げたことから、多くの建築物が補助対象外となった。
- ・ さらに、平成28年度以降は要望額が予算枠を大きく上回ったことから、都道府県及び各事業主体への配分額が著しく削減された。
- ・ 公共建築物等の木造、木質化を推進するためには、補助要件の緩和、予算の確保など支援の拡充が早急に必要である。

◆参考

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	公共建築物の木造・木質化
令和2年度要望状況(埼玉県) 要望額 103,991千円 採択額 63,691千円	公共建築物木造率(令和元年度) 全国平均 13.8% 埼玉県 14.8%
令和3年度要望状況(埼玉県) 要望額 117,426千円 採択額 76,779千円	茨城県 22.0% 栃木県 19.1% 群馬県 26.5% 千葉県 21.2% 東京都 4.2% 神奈川県 5.7%
(注) 補助金額	